

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で 生活資金が必要な皆様へ

緊急小口資金 拡充支援資金貸付のご案内

◆この資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

【貸付内容】

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受けて、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする鶴岡市内の世帯（アルバイト収入が減少した大学生等も含む）。
- 貸付要件 山形県社会福祉協議会生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の限度額の貸付を受けている世帯。
※上記の特例貸付については、下記お問合せ先にご相談下さい。
- 貸付限度額 一世帯につき一回限り10万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要
※償還期限後は延滞利子が生じます。

【申込みに必要なもの】

- ※本人確認書類（住民票[世帯全員分・本籍地記載があるもの] 運転免許証等）
- ※申込者の預金通帳及び銀行届出印（振込及び口座振替用として）
- ※新型コロナウイルス感染症の影響で減収（または減収見込）が確認できる給与明細書、預金通帳等の書類

【貸付金の交付方法】

※借入申込者が指定する金融機関に送金します。

【申込受付】

※申込受付期間 令和2年5月18日～12月31日

※受付窓口 鶴岡市社会福祉協議会の各福祉センター

- ・鶴岡福祉センター ☎24-0053
- ・藤島福祉センター ☎64-3100
- ・羽黒福祉センター ☎62-4534
- ・櫛引福祉センター ☎57-5300
- ・朝日福祉センター ☎53-2795
- ・温海福祉センター ☎43-2114

【償還免除】

※山形県社会福祉協議会生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の貸付が償還免除となった世帯は、この拡充支援資金貸付も償還免除となります。

＜お問合せ先＞ 鶴岡市社会福祉協議会（生活支援課） 

鶴岡市総合保健福祉センター2階
鶴岡市泉町5-30 ☎24-0053

